

改正	平成17年3月31日条例第22号 〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例附則第11項による改正〕	平成17年10月18日条例第90号 〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例附則第2項による改正〕
	平成28年3月31日条例第23号 〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び北海道特別職職員報酬等審議会条例の一部を改正する条例第1条による改正〕	平成29年12月18日条例第69号 〔北海道病院事業条例及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例第2条による改正〕

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例をここに公布する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 指定管理者の指定の手續等（第2条—第12条）
- 第3章 指定管理者候補者選定委員会（第13条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条）

附則

- 第1章 総則
- 追加〔平成28年条例23号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

- 第2章 指定管理者の指定の手續等
- 追加〔平成28年条例23号〕

（公募等）

第2条 知事、病院事業管理者及び教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、緊急の場合その他規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）で定める場合は、公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。

- （1）施設の概要
- （2）申請の資格（以下「申請資格」という。）
- （3）申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- （4）選定の方法及び基準
- （5）指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- （6）その他知事等が定める事項

2 知事等は、前項ただし書の規定により団体を指名するときは、当該団体に対し、前項各号に掲げる事項を明示して協議を行うものとする。

一部改正〔平成29年条例69号〕

（申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて申請期間内に知事等に申請しなければならない。

- （1）申請資格を有していることを証する書類
- （2）管理に係る業務の計画書（以下「業務計画書」という。）
- （3）管理に係る収支の計画書（以下「収支計画書」という。）

- (4) 当該団体の財務の状況を示す書類
 - (5) その他知事等が定める書類
- (選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
 - (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
 - (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準
- (指定管理者候補者選定委員会からの意見の聴取)

第5条 知事等は、申請資格及び前条第5号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成28年条例23号〕

(指定管理者の指定)

第6条 知事等は、第4条の規定により指定管理者の候補者として選定された団体を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(結果の通知等)

第7条 知事等は、前条の規定による指定を行ったときは、速やかに、その結果を申請者に通知しなければならない。

2 知事等は、前項の規定による通知を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。公表した事項に変更があったときも、同様とする。

- (1) 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (3) 指定期間

(協定の締結)

第8条 第6条の規定により指定された指定管理者は、知事等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 道が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報（北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- (4) その他知事等が定める事項

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあつては、その構成員）及びその職員並びにこれらの者であった者は、施設の管理に係る業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

一部改正〔平成17年条例22号・90号〕

(原状回復義務等)

第10条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第12条第2項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった施設及び施設の設備等を原状に復さなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を道に賠償しなければならない。

(指示及び指定の取消し等)

第12条 知事等は、指定管理者が法令又は第8条の協定に違反したと認めるときその他施設の適正な

管理のために必要と認めるときは、指定管理者に対し、必要な指示を行うことができる。

2 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が法令又は第8条の協定に違反したとき。

(2) 指定管理者が前項の指示に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

3 知事等は、前項の規定により指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第3章 指定管理者候補者選定委員会

追加〔平成28年条例23号〕

(設置)

第13条 第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、一の施設について、知事の所管する施設にあつては知事の附属機関、病院事業管理者の所管する施設にあつては病院事業管理者の補助組織（地方公営企業法第14条の規定により設置される組織をいう。第15条第2項において同じ。）、教育委員会の所管する施設にあつては教育委員会の附属機関として、一の指定管理者候補者選定委員会（次条第1項を除き、以下この章において「委員会」という。）を置く。この場合において、北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）第2条第6号に規定する道営住宅等（次条第2項において「道営住宅等」という。）は、一の施設とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の施設が隣接し又は近接し、かつ、これらの施設が一体的に管理されることにより効率的な管理が図られると認められる場合には、第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、当該2以上の施設について、知事又は教育委員会の附属機関として、一の委員会を置く。

追加〔平成28年条例23号〕、一部改正〔平成29年条例69号〕

(名称)

第14条 指定管理者候補者選定委員会の名称は、「指定管理者候補者選定委員会」の前に当該施設の名称を冠するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により道営住宅等について置かれる委員会の名称は、道営住宅指定管理者候補者選定委員会とする。

追加〔平成28年条例23号〕

(組織)

第15条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事、病院事業管理者又は教育委員会が適当と認める者のうちから、知事の附属機関にあつては知事が、病院事業管理者の補助組織にあつては病院事業管理者が、教育委員会の附属機関にあつては教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から第6条の規定による指定の日までとする。

追加〔平成28年条例23号〕、一部改正〔平成29年条例69号〕

(委員長及び副委員長)

第16条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

追加〔平成28年条例23号〕

(会議)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

追加〔平成28年条例23号〕

(委員の除斥)

第18条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族が利害関係を有する申請者に関する調査審議に

加わることができない。

追加〔平成28年条例23号〕

(秘密保持義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

追加〔平成28年条例23号〕

(委員長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

追加〔平成28年条例23号〕

第4章 雑則

追加〔平成28年条例23号〕

(知事等への委任)

第21条 この条例（前章を除く。）の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

一部改正〔平成28年条例23号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北海道情報公開条例の一部改正)

2 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成17年3月31日条例第22号抄）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年10月18日条例第90号抄）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第23号）

〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び北海道特別職職員報酬等審議会条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日条例第69号）

〔北海道病院事業条例及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

改正 平成16年12月28日規則第136号 平成17年3月4日規則第2号
平成17年3月31日規則第27号 平成22年3月31日規則第45号
平成28年3月31日規則第38号 令和3年3月31日規則第34号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 知事は、条例第2条第1項本文の規定による公募をするときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 本庁、総合振興局若しくは振興局の庁舎又は公募の対象となる道が設置した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）における資料の配布

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第2条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条第1項本文の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合

ア 条例第3条の規定による申請がなかった場合

イ 条例第4条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる選定の基準に適合する団体がなかった場合

ウ 条例第4条の規定により指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能となり、又は指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合

(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について、同条第5項に規定する選定事業者に、当該公の施設の管理を行わせようとする場合

(3) 道が設置する公の施設に隣接し、又は近接して、市町村又は法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（以下「市町村等」という。）が設置し、かつ、当該市町村等又は他の市町村等が管理する施設がある場合であって、当該市町村等又は他の市町村等がこれらの施設を一体的に管理することにより道が設置する公の施設に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合

3 条例第2条第1項第3号の申請期間は、公募を開始する日から起算して40日以上としなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

4 条例第2条第1項第6号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 法第244条の2第8項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合に限る。第8条第6号において同じ。）

(4) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容

(5) 第10条第1項に規定する管理の目標

(6) その他知事が必要と認める事項

一部改正〔平成22年規則45号・28年38号〕

(申請)

第3条 条例第3条の規定による申請は、別記第1号様式の申請書を提出して行うものとする。

2 条例第3条第5号の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成17年規則2号・令和3年34号〕

(審査)

第4条 知事は、条例第4条の規定による審査を行うに当たっては、公の施設ごとに同条各号に掲げる基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

(欠格事項)

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

一部改正〔平成16年規則136号・17年27号・令和3年34号〕

(指定管理者の指定に係る公表)

第6条 条例第7条第2項又は条例第12条第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第2号の方法により条例第7条第2項の規定による公表をするときは、条例第4条の規定による審査の経過及び選定の結果についても公表するものとする。

- (1) 当該公の施設における掲示
- (2) インターネットの利用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

一部改正〔平成28年規則38号〕

(変更事項の届出)

第7条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、別記第2号様式により、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成28年規則38号・令和3年34号〕

(協定の締結)

第8条 条例第8条第4号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 再委託の禁止等に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 事故発生時の報告等に関する事項
- (4) 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (5) 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 第10条第1項に規定する管理の目標に関する事項
- (8) 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手続に関する事項

- (9) その他知事が必要と認める事項
一部改正〔平成28年規則38号〕

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、法第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第12条第2項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 次条第1項に規定する管理の目標に係る達成状況に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の事業報告書の様式は、別記第3号様式とする。

3 知事は、第1項の事業報告書の提出を受けたときは、同項各号の事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。

4 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成28年規則38号・令和3年34号〕

(管理の目標)

第10条 知事は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を定めなければならない。

2 知事は、条例第4条の規定により選定を行うときは、同条第2号の基準に基づき、申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかを審査するものとする。

3 知事は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに、管理の目標に係る達成状況に関する事項について把握し、定期にこれを公表するとともに、指定管理者がその管理する公の施設に係る管理の目標を円滑に達成できるよう、指定管理者に対する指示等を行うものとする。

一部改正〔平成28年規則38号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(北海道行政手続条例施行規則の一部改正)

2 北海道行政手続条例施行規則（平成7年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成16年12月28日規則第136号）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙があ

る場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第38号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）
（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

（第3条関係）

一部改正〔平成17年規則2号・令和3年34号〕

別記第2号様式

（第7条関係）

一部改正〔平成28年規則38号・令和3年34号〕

別記第3号様式

（第9条関係）

一部改正〔平成28年規則38号・令和3年34号〕

- | | | |
|----|-----------------------------|-------------------------------|
| 改正 | 平成9年4月3日条例第34号
〔第1次改正〕 | 平成12年3月29日条例第59号
〔第2次改正〕 |
| | 平成16年3月31日条例第41号
〔第3次改正〕 | 平成17年10月18日条例第102号
〔第4次改正〕 |
| | 平成20年3月31日条例第38号
〔第5次改正〕 | 平成24年3月30日条例第41号
〔第6次改正〕 |
| | 平成26年3月28日条例第43号
〔第7次改正〕 | 平成28年3月31日条例第51号
〔第8次改正〕 |
| | 平成31年3月15日条例第29号
〔第9次改正〕 | 令和2年3月31日条例第38号
〔第10次改正〕 |

北海道立地域食品加工技術センター条例をここに公布する。

北海道立地域食品加工技術センター条例
(設置)

第1条 地域における食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するため、北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター	北見市
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	帯広市

(事業)

第3条 技術センターは、次の事業を行う。

- (1) 技術センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (2) 食品加工に関する依頼による試験及び分析を行うこと。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事業

追加〔平成17年条例102号〕

(指定管理者による管理)

第4条 技術センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成17年条例102号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第3号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

追加〔平成17年条例102号〕

(開館時間)

第6条 技術センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

追加〔平成17年条例102号〕

(休館日)

第7条 技術センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理

運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
追加〔平成17年条例102号〕

（使用の承認）

第8条 技術センター施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

一部改正〔平成17年条例102号〕

（承認の基準）

第9条 指定管理者は、技術センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が技術センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。

追加〔平成17年条例102号〕

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

追加〔平成17年条例102号〕

（承認の取消し等）

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

追加〔平成17年条例102号〕

（利用料金）

第12条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
- 5 指定管理者は、既に收受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

追加〔平成17年条例102号〕

（手数料）

第13条 技術センターに試験若しくは分析を依頼する者又はその成績書の謄本の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 手数料の額は、別表第2の範囲内で規則で定める。

一部改正〔平成17年条例102号〕

(減免)

第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

一部改正〔平成17年条例102号〕

(指定管理者の指示等)

第15条 指定管理者は、技術センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

追加〔平成17年条例102号〕

(知事による管理)

第16条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、技術センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第12条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

追加〔平成17年条例102号〕

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例102号〕

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日条例第34号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第59号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第41号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
2 この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月18日条例第102号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の技術センターの使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例第8条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

附 則（平成20年3月31日条例第38号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第41号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第43号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第51号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第29号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第38号）

〔北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

- 1 試験、研究又は分析のための機器を利用する場合 1台1時間以内50円以上14,200円以下、1時間を超えるときはその超える時間1時間につき4,300円以下
- 2 研修室を利用する場合 1時間につき3,190円以下

備考

利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

一部改正〔平成9年条例34号・12年59号・16年41号・17年102号・20年38号・24年41号・26年43号・28年51号・31年29号・令和2年38号〕

別表第2（第13条関係）

- 1 試験 1件につき2,500円以上12,200円以下
- 2 分析 1件につき4,300円以上70,600円以下
- 3 成績書謄本 1通につき590円以下

一部改正〔平成9年条例34号・12年59号・16年41号・17年102号・20年38号・24年41号・26年43号・28年51号・31年29号・令和2年38号〕

改正	平成6年10月28日規則第109号	平成9年4月3日規則第60号
	平成10年3月24日規則第22号	平成12年3月29日規則第122号
	平成16年3月31日規則第52号	平成17年10月28日規則第120号
	平成20年3月31日規則第21号	平成24年3月30日規則第25号
	平成26年3月28日規則第25号	平成28年3月31日規則第48号
	令和元年9月24日規則第27号	令和2年3月31日規則第30号
	令和3年3月31日規則第34号	

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則をここに公布する。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立地域食品加工技術センター条例(平成6年北海道条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館者の遵守事項)

第2条 入館者は、北海道立地域食品加工技術センター(以下「技術センター」という。)の利用につき、条例、この規則及び条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、機器等を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反し、技術センターの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者について、技術センターの利用を制限し、又は退館させることができる。

一部改正〔平成17年規則120号〕

(利用料金の額の承認)

第3条 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

追加〔平成17年規則120号〕、一部改正〔令和3年規則34号〕

(利用料金の還付の基準)

第4条 条例第12条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 条例第8条第1項の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 条例第11条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

追加〔平成17年規則120号〕

(利用料金の減免の基準)

第5条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができることとする。

追加〔平成17年規則120号〕

(依頼試験等の手続)

第6条 技術センターに試験又は分析を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、別記第2号様式の試験分析依頼書に知事が指定する数量の現品を添えて、知事に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、同項の知事が指定する数量の現品を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成17年規則120号・令和3年34号〕

(手数料)

第7条 条例第13条第2項の手数料の額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成17年規則120号〕

(成績書の交付)

第8条 知事は、依頼に係る試験又は分析が完了したときは、別記第3号様式の成績書を依頼者に交付するものとする。

2 前項の成績書の謄本の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の成績書謄本交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、試験分析依頼書に併記してこれに代えることができる。

3 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成17年規則120号・令和3年34号〕

(依頼現品の返還等)

第9条 試験又は分析のために提出された現品は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による現品の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。

一部改正〔平成17年規則120号〕

(手数料の納付)

第10条 依頼者又は成績書の謄本の交付を受けようとする者は、試験分析依頼書又は成績書謄本交付申請書を提出する際に、手数料を納めなければならない。

一部改正〔平成17年規則120号〕

(知事による管理)

第11条 条例第16条第1項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条第1項中「条例第4条に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第4条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

追加〔平成17年規則120号〕

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日規則第109号）

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月29日規則第122号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第52号）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年10月28日規則第120号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第21号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第48号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月24日規則第27号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第4号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日規則第30号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別表（第7条関係）

- 1 試験を依頼する場合

区分	手数料	
一般生菌数	1件ごとに	11,000円
大腸菌群	同	11,000円
耐熱性菌数	同	12,200円
乳酸菌数	同	9,850円
真菌数（カビ、酵母）	同	11,100円
嫌気性菌数（GAM培地）	同	11,500円
大腸菌	同	9,850円
ブドウ球菌	同	9,850円
腸炎ビブリオ菌	同	10,100円
サルモネラ菌	同	10,100円
水分活性測定	同	5,200円
糖度測定	同	2,500円
pH測定	同	2,550円
粘度測定	同	10,300円
色測定	同	3,800円
比重測定	同	5,050円
屈折率測定	同	5,000円
異物検査	同	5,100円

普通物性測定	同	8,150円
その他の試験	1件ごとに2,500円以上12,200円以下の範囲内で知事の定める額	

2 分析を依頼する場合

区分	手数料	
灰分分析	1件ごとに	4,300円
水分分析（絶乾法）	同	4,300円
たんぱく質分析	同	12,600円
脂質分析	同	9,250円
繊維分析	同	10,500円
食塩分析	同	7,850円
アルコール分析	同	7,800円
脂肪酸組成分析	同	49,800円
アミノ酸組成分析	同	70,600円
有機酸分析	同	39,100円
無機質分析	同	9,200円
添加物分析（簡易）	同	12,200円
添加物分析（複雑）	同	22,100円
水溶性ビタミン分析	同	16,600円
脂溶性ビタミン分析	同	22,100円
食物繊維分析	同	51,300円
普通分析	同	8,350円
糖類分析	同	14,700円
無脂乳固形分分析	同	12,600円
乳脂肪分分析	同	5,250円
その他の分析	1件ごとに4,300円以上70,600円以下の範囲内で知事の定める額	

3 成績書謄本の交付を受けようとする場合

成績書謄本 1通につき590円

全部改正〔平成20年規則21号〕、一部改正〔平成24年規則25号・26年25号・28年48号・令和元年27号・2年30号〕

別記第1号様式

（第3条関係）

全部改正〔平成17年規則120号〕、一部改正〔令和元年規則27号・3年34号〕

別記第2号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成10年規則22号・17年120号・令和元年27号〕

別記第3号様式

（第8条関係）

一部改正〔平成17年規則120号・令和元年27号〕

別記第4号様式

（第8条関係）

一部改正〔平成10年規則22号・17年120号・令和元年27号〕

改正	平成10年3月31日条例第28号 〔北海道情報公開条例附則第7項による改正〕	平成12年3月29日条例第35号 〔第1次改正〕
	平成12年12月20日条例第125号 〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例第2条による改正〕	平成15年8月8日条例第41号 〔北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例第2条による改正〕
	平成16年3月31日条例第6号 〔地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例第7条による改正〕	平成17年3月31日条例第22号 〔第2次改正〕
	平成17年3月31日条例第35号 〔労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第4条による改正〕	平成17年10月18日条例第90号 〔第3次改正〕
	平成19年3月16日条例第8号 〔第4次改正〕	平成21年3月31日条例第16号 〔第5次改正〕
	平成21年3月31日条例第39号 〔北海道統計調査条例を廃止する条例附則第4項による改正〕	平成26年10月14日条例第91号 〔北海道立総合博物館条例附則第6項による改正〕
	平成27年7月21日条例第43号 〔第6次改正・註 この一部改正規定は、平成29年3月31日条例第10号により一部改正された〕	平成28年3月31日条例第30号 〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第5条による改正〕
	平成29年3月31日条例第10号 〔北海道個人情報保護条例等の一部を改正する条例第1条・第3条による改正〕	平成29年3月31日条例第15号 〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第2条による改正〕
	令和2年3月31日条例第47号 〔漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第2条による改正〕	

北海道個人情報保護条例をここに公布する。

北海道個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
 - 第1節 実施機関の義務（第6条—第13条）
 - 第2節 個人情報の開示（第14条—第27条）
 - 第3節 個人情報の訂正（第28条—第34条）
 - 第4節 個人情報の利用停止（第35条—第39条）
 - 第5節 審査請求に関する手続（第39条の2—第42条）
 - 第6節 苦情の申出の処理（第43条）
 - 第7節 他の制度との調整（第44条—第46条）
- 第3章 事業者等が保有する個人情報の保護（第47条—第53条の3）
- 第4章 雑則（第54条—第56条）
- 第5章 罰則（第57条—第60条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、道の機関及び道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な道政の推進に資することを目的とする。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。第3号の2において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(1)の2 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(2) 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人をいう。

(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

(3)の2 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 特定個人情報 個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であるものをいう。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) 公文書 実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

一部改正〔平成10年条例28号・15年41号・16年6号・17年22号・35号・19年8号・27年43号・29年10号・15号〕

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、道民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する道の施策に協力しなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

(個人情報取扱事務登録簿)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の記録項目
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 実施機関の職員（道が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第6号から第8号までに掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第6号に掲げる事項の一部若しくは同項第7号若しくは第8号に掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号〕

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明であること、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 5 実施機関は、要配慮個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (3) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき。

一部改正〔平成12年条例35号・17年22号・19年8号・29年10号〕

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 実施機関内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- (5) 他の実施機関、実施機関以外の道の機関、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号・27年43号〕

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報（情報提供等記録を除く。次

項において同じ。)を当該実施機関内において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

追加〔平成27年条例43号〕

第8条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

追加〔平成27年条例43号〕

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号・27年43号〕

(電子計算組織を結合する方法による提供の制限)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を実施機関以外のものへ提供してはならない。

- 2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめその内容について審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人(道が設立したものを除く。)に提供するとき。

- 3 前項の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号・27年43号〕

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として、北海道立文書館に引き継がれ、保有されることとなるものについては、この限りでない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(職員等の義務)

第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

第2節 個人情報の開示

全部改正〔平成17年条例22号〕

(自己に関する個人情報の開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

一部改正〔平成12年条例35号・17年22号・27年43号〕

(開示請求の手續)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

一部改正〔平成27年条例43号〕

(個人情報の開示義務)

第16条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、前条第1項の開示請求書を提出した者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第14条第2項の規定により代理人が個人情報の本人に代わって当該個人情報の開示請求をする場合にあつては、当該個人情報の本人をいう。次号及び第3号並びに第24条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあると認められる個人情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるもの
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 道等と国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人(道が設立したものを除く。)その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの
- (6) 道等又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人(以下「道の機関等」という。)の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (7) 監査、検査、調査、取締り、争訟その他の道等又は国等の事務又は事業に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの
- (8) 診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

- (9) 人事管理に係る事務に関する個人情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるもの
- (10) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている個人情報
- 2 実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
- (1) 前項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する情報
- (2) 次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報
- ア 現在捜査中の事件に関する情報
- イ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報
- ウ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報
- エ 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報
- オ 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報
- (3) 前号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれがある情報
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報が含まれている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前2項の規定にかかわらず、当該非開示情報に該当する部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

全部改正〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成19年条例8号・27年43号〕

（裁量的開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報を開示することができる。

全部改正〔平成17年条例22号〕

（個人情報の存否に関する情報の取扱い）

第18条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益が害されると認められる場合、道等若しくは国等の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。

全部改正〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成19年条例8号〕

（開示等の決定）

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から14日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により、開示請求があった日から14日以内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報が大量であるときは、同項本文に規定する開示等の決定をする期間を、開示請求があった日から2月を限度として延長することができる。ただし、開示請求に係る個人情報が著しく大量であって、開示請求があった日から2月以内に開示等の決定をすることができないことについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を開示請求者に書面により通知しなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

（開示等の決定の通知）

第20条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定したときはその理由を、第16条第3項の規定により非開示情報に該当する部分を除いて開示請求に係

る個人情報の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて開示請求者に通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定した場合において、当該個人情報の全部又は一部について開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

（個人情報の存否を明らかにしない決定）

第21条 実施機関は、第18条の規定により個人情報の存否を明らかにしないときは、開示請求があった日から14日以内に、その旨の決定をしなければならない。

- 2 前条第1項の規定は、前項の決定について準用する。

追加〔平成17年条例22号〕

（個人情報の不存在の通知）

第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求があった日から14日以内に、当該個人情報不存在である旨の通知をするものとする。

追加〔平成17年条例22号〕

（事案の移送）

第23条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。第4項において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等（開示等の決定若しくは第21条第1項の決定又は前条の通知をいう。以下同じ。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送しようとする実施機関は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴く等開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

- 2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号〕

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第24条 開示請求に係る個人情報に道等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成19年条例8号〕

（自己に関する個人情報の開示の実施）

第25条 実施機関は、第19条第1項の規定による開示請求に係る個人情報の開示を決定したときは、

文書、図画又は写真に記録されている個人情報にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている個人情報にあっては視聴、閲覧、写しの交付等での種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により、開示を行うものとする。

- 2 個人情報の開示は、個人情報の開示をすることと決定された個人情報（以下「開示する個人情報」という。）を保管している事務所の所在地（以下「開示する個人情報の所在地」という。）において、実施機関が第20条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。
- 3 実施機関は、開示請求者の住所が開示する個人情報の所在地から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示する個人情報の所在地において開示する個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示する個人情報が記録されている公文書の写し（電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。）を開示する個人情報の所在地以外の地に送付することにより個人情報の開示をすることができるときは、前2項の規定にかかわらず、開示する個人情報の所在地以外の地の実施機関が指定する場所で、当該公文書の写しにより開示する個人情報の開示をすることができる。
- 4 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより開示する個人情報の開示をすることができる。
- 5 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

一部改正〔平成10年条例28号・15年41号・17年22号〕

（費用の負担）

第26条 前条第1項、第3項又は第4項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、知事は、特定個人情報の写しの交付を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該負担すべき費用の額を減免することができる。

一部改正〔平成17年条例22号・27年43号〕

（口頭による開示請求）

第27条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第19条第1項の規定にかかわらず、直ちに当該個人情報の開示をするものとする。この場合において、個人情報の開示は、第25条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

第3節 個人情報の訂正

追加〔平成17年条例22号〕

（自己に関する個人情報の訂正の請求）

第28条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実が誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

（訂正請求の手續）

第29条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日
 - (3) 訂正を求める箇所
 - (4) 訂正を求める内容
 - (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致すること

を証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

(訂正請求に対する決定)

第31条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求があった日から30日以内に、訂正請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の訂正をすることがどうかの決定（以下「訂正等の決定」という。）をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、訂正請求があった日から30日以内に訂正等の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。ただし、訂正等の決定に特に長期間を要し、その期間を30日を限度として延長しても訂正等の決定をすることができないことについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び訂正等の決定をすることができる時期を第29条第1項の訂正請求書を提出した者（以下「訂正請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(訂正請求に対する決定の通知)

第32条 実施機関は、訂正等の決定をしたときは、速やかに訂正請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないことと決定したときはその理由を、訂正をしないこととされる個人情報を除いて訂正請求に係る個人情報の訂正をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて訂正請求者に通知しなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。第3項において同じ。）が第23条第4項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号〕

(個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）又は番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第26条において準用する番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、

その旨を書面により通知するものとする。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号・29年10号〕

第4節 個人情報の利用停止

追加〔平成17年条例22号〕

(自己に関する個人情報の利用停止の請求)

第35条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該個人情報の廃棄又は消去

2 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

(3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該特定個人情報の廃棄又は消去

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による利用停止(第1項各号及び前項各号に定める措置をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

4 利用停止請求は、個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)の開示を受けた日から90日以内に行ななければならない。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号・29年10号〕

(利用停止請求の手続)

第36条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日

(3) 利用停止を求める箇所

(4) 利用停止を求める内容及び理由

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

追加〔平成17年条例22号〕

(個人情報の利用停止義務)

第37条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

追加〔平成17年条例22号〕

(利用停止請求に対する決定)

第38条 実施機関は、利用停止請求があつたときは、利用停止請求があつた日から30日以内に、利用停止請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の利用停止をするかどうかの決定(以

- 下「利用停止等の決定」という。)をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止等の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。ただし、利用停止等の決定に特に長期間を要し、その期間を30日を限度として延長しても利用停止等の決定をすることができないことについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。
 - 3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び利用停止等の決定をすることができる時期を第36条第1項の利用停止請求書を提出した者(以下「利用停止請求者」という。)に書面により通知しなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

(利用停止請求に対する決定の通知)

第39条 実施機関は、利用停止等の決定をしたときは、速やかに利用停止請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、利用停止請求に係る個人情報利用停止をしないことと決定したときはその理由を、利用停止をしないこととされる個人情報を除いて利用停止請求に係る個人情報利用停止をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて利用停止請求者に通知しなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

第5節 審査請求に関する手続

一部改正〔平成17年条例22号・28年30号〕

(道が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第39条の2 道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止等の決定又は道が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる。

追加〔平成19年条例8号〕、一部改正〔平成28年条例30号〕

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第39条の3 開示決定等、訂正等の決定、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

追加〔平成28年条例30号〕

(審査会への諮問)

第40条 実施機関は、開示決定等、訂正等の決定、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重するものとする。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号・28年30号〕

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成28年条例30号〕

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第42条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成28年条例30号〕

第6節 苦情の申出の処理

追加〔平成17年条例22号〕

第43条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

第7節 他の制度との調整

一部改正〔平成17年条例22号〕

(適用除外)

第44条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この章の規定は、北海道立文書館、北海道立総合博物館その他の道の施設が一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存している個人情報については、適用しない。

一部改正〔平成10年条例28号・12年125号・17年22号・21年16号・39号・26年91号〕

第45条 第2節から第5節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)

(2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

(3) 漁業法(昭和24年法律第267号)第20条第1項に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第117条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔令和2年条例47号〕

(法令等の規定による開示等)

第46条 法令等(北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)を除く。)の規定により自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。)の開示、訂正又は利用停止を求めることができる場合には、その定めるところによる。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号〕

第3章 事業者等が保有する個人情報の保護

全部改正〔平成17年条例90号〕

(事業者に対する指導助言)

第47条 知事は、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対し指導助言を行うものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針)

第48条 知事は、審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表するものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

第49条から第51条まで 削除

削除〔平成29年条例10号〕

(苦情の申出の処理)

第52条 知事は、事業者が保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(出資法人の責務)

第53条 道が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(指定管理者の特例)

第53条の2 第2章第1節(第6条、第10条、第11条第3項ただし書及び第13条第1項後段を除く。)の規定は、公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う指定管理者(道が同法第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第7条第1項中「個人情報」とあるのは「個人情報(第53条の2の公の施設(以下「公の施設」という。)の管理に係るものに限る。以下同じ。)」と、同条第3項第7号中「北海道情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)が北海道情報公開・個人情報保護審査会」と、「実施機関」とあるのは「当該指定実施機関」と、同条第5項第3号及び第8条第1項第7号中「審査会」とあるのは「指定実施機関が審査会」と、「実施機関」とあるのは「当該指定実施機関」と、同項第5号中「他の実施機関、実施機関以外の道の機関」とあるのは「道」と、第13条第1項前段中「実施機関の職員」とあるのは「指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者」と読み替えるものとする。

追加〔平成17年条例90号〕

第53条の3 指定管理者は、当該指定管理者が公の施設の管理に係る業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が管理しているもの(官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「指定管理者が管理している文書等」という。)に記録されている個人情報について、本人から自己に関する当該個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報であって、実施機関が保有していないものについて、本人から自己に関する当該個人情報の開示の申出があったときは、指定管理者に対して、当該個人情報を実施機関に提供するよう求めるものとする。

3 実施機関は、指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報であって、実施機関が保有していないものについて、本人から自己に関する当該個人情報の訂正又は利用停止の申出があったときは、指定管理者に対して、必要な調査を行った上で当該申出に対する処理を行うよう求めるものとする。

4 前2項に規定する個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出に係る手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

追加〔平成17年条例90号〕

第4章 雑則

一部改正〔平成17年条例22号〕

(国等への協力の要請等)

第54条 知事は、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に協力を要請し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の協力の要請に応ずるものとする。

一部改正〔平成15年条例41号・16年6号・17年22号〕

(制度の運用状況の公表)

第55条 知事は、毎年、各実施機関のこの条例の運用の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が保有する個人情報の保護については実施機

関が、事業者が保有する個人情報の保護については知事が定める。

一部改正〔平成17年条例22号〕

第5章 罰則

追加〔平成17年条例22号〕

第57条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者から委託された個人情報取扱事務（公の施設の管理に係るものに限る。）に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書等（当該指定管理者に管理を行わせる期間の満了後又は当該指定管理者に係る指定が取り消された後において、当該指定管理者であったものが管理しているものを含む。次条第2項において同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときも、前項と同様とする。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成17年条例90号〕

第58条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書又は指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも、前項と同様とする。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成17年条例90号〕

第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例22号〕

第60条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

追加〔平成17年条例22号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第36条中審査会の意見を聴くことに関する部分及び第4章の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第6条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 この条例の施行の際現に行われている通信回線により電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供については、第10条第2項中「により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ」とあるのは、「による個人情報の実施機関以外のものへの提供については、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて同項の規定を適用する。

（北海道公文書の開示等に関する条例の一部改正）

4 北海道公文書の開示等に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（道が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

5 道が設立した地方独立行政法人の成立の際この条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により実施機

関に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

追加〔平成19年条例8号〕

附 則（平成10年3月31日条例第28号抄）

〔北海道情報公開条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第35号）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第125号）

〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

附 則（平成15年8月8日条例第41号抄）

〔北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、（中略）第2条中北海道個人情報保護条例第2条第3号、第18条及び第49条の改正規定は、公布の日から施行する。

3 第2条の規定による改正後の北海道個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（第1項ただし書に規定する改正規定に係る部分にあっては、公布の日）以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

附 則（平成16年3月31日条例第6号抄）

〔地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第22号）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）本則に1章を加える改正規定 平成17年7月1日

（2）第2条第2号の改正規定及び第16条から第18条までの改正規定（第16条第2項に係る部分に限る。） 平成18年4月1日までの間において規則で定める日

（平成18年3月規則第11号で、同18年4月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）に対してされている改正前の条例第14条第1項又は第24条第1項の規定による請求は、それぞれこの条例による改正後の北海道個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項又は第28条第1項の規定による請求とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第20条第1項の規定によりされた意見の聴取は、改正後の条例第24条第1項の規定によりされた意見書の提出の機会の付与とみなす。

4 施行日前に改正前の条例第20条第1項の規定により意見を聴かれた開示請求者以外のものが当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、施行日以後に開示決定をするときは、改正後の条例第24条第3項中「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者」とあるのは「北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第22号）による改正前の北海道個人情報保護条例第20条第1項の規定により意見を聴かれた開示請求者以外のもの」と、「表示した意見書を提出した場合」とあるのは「表示した場合」と、「当該意見書（第41条において「反

対意見書」という。)を提出した第三者」とあるのは「当該反対の意思を表示したもの」と、改正後の条例第41条中「反対意見書を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した開示請求者以外のもの」と、改正後の条例第42条各号中「第三者」とあるのは「開示請求者以外のもの」と読み替えて適用する。

- 5 施行日前に改正前の条例第28条第1項又は第31条第1項の規定により実施機関に対してされた是正の申出又は再申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。この場合において、改正前の条例第31条第3項中「北海道個人情報保護審査会」とあるのは、「北海道情報公開・個人情報保護審査会」とする。
- 6 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている改正前の条例第33条の規定による不服申立ては、改正後の条例第40条の規定による不服申立てとみなす。
- 7 改正後の条例第41条の規定は、施行日以後に北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した事案について適用する。
- 8 施行日前に改正前の条例の規定により北海道個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、改正前の条例の規定により北海道個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 9 北海道個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 10 公安委員会及び警察本部長は、改正後の条例第7条第3項第7号若しくは第5項第3号、第8条第1項第7号又は第10条第2項本文の規定により審査会の意見を聴かなければならない事項については、附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日前においても、審査会に意見を聴くことができる。

（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

- 11 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年3月31日条例第35号）

〔労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月18日条例第90号）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）
- 2 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年3月16日条例第8号）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第16号）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の北海道個人情報保護条例第44条第1項各号に掲げる個人情報は、この条例による改正後の北海道個人情報保護条例第44条第1項に規定する個人情報とみなす。

附 則（平成21年3月31日条例第39号抄）

〔北海道統計調査条例を廃止する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 5 前項の規定による改正前の北海道個人情報保護条例第44条第1項第4号に掲げる個人情報は、前項の規定による改正後の北海道個人情報保護条例第44条第1項に規定する個人情報とみなす。

附 則（平成26年10月14日条例第91号抄）

〔北海道立総合博物館条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月21日条例第43号)

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条第5号に係る部分に限る。)、第8条の次に2条を加える改正規定(第8条の2第1項(情報提供等記録に係る部分に限る。))及び第8条の3に係る部分に限る。)、第23条第1項、第33条第1項及び第34条の改正規定並びに第35条の改正規定(情報提供等記録に係る部分に限る。))は、公布の日から起算して2年5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成29年7月規則第59号で、ただし書に規定する部分は同29年7月18日から施行)

附 則 (平成28年3月31日条例第30号)

〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日条例第10号)

〔北海道個人情報保護条例等の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた北海道個人情報保護条例第2条第3号に規定する事業者による個人情報の取扱いに係る第1条の規定による改正前の北海道個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)第49条の規定による説明又は資料提出の要請、改正前の条例第50条の規定による是正の勧告及び改正前の条例第51条の規定による事実の公表については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日条例第15号)

〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例若しくは北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「改正前の北海道行政手続条例等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の前日に改正前の北海道行政手続条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の相当規定に基づいて病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (令和2年3月31日条例第47号)

〔漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年9月規則第82号で、同2年12月1日から施行)

第5期 道の事務・事業に関する実行計画

—令和3～12年度—

令和3年3月

北海道

第5期 道の事務・事業に関する実行計画

(令和3年 3月30日策定)

道では、2020（令和2）年3月に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」を目指すことを表明しました。

この実現に向け、道の事務・事業においても、率先して脱炭素化に取り組むこととします。

第1 基本的事項

1 計画策定の目的、位置づけ

道では、事務・事業の実施に際し、自ら排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民・事業者の取組を促すことを目的とし、「道の事務・事業に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を、第1期（2000（平成12）年度～）から、第4期（～2020（令和2）年度）まで策定し、取組を推進してきました。

「第5期実行計画」においては、2050年までのゼロカーボン北海道を達成するため、全庁をあげて、環境配慮及び脱炭素化の徹底を図ることとします。

なお、「第5期実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として、また、北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号。以下「条例」という。）第3条で規定する道の責務中、「事務及び事業に関し、率先して実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策」を具体的に示す計画として、位置づけるものです。

2 計画の期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

3 計画の基準年度

計画の基準年度を2013（平成25）年度とします。

4 計画の対象範囲

知事部局、教育庁、警察本部、議会事務局、企業局、道立病院局及び各種委員会事務局と出先機関（海外出先機関を除く。）が行う全ての事務・事業（請負業者、委託業者が行う工事等を除く。）を対象とします。

なお、指定管理者制度導入施設も対象とし、指定管理者に対して、必要な温室効果ガスの排出抑制の取組を指示することとします。

5 計画の対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に基づき、次のとおりとします。

- 二酸化炭素（CO₂）
- メタン（CH₄）
- 一酸化二窒素（N₂O）
- ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- パーフルオロカーボン（PFC）
- 六ふっ化硫黄（SF₆）
- 三ふっ化窒素（NF₃）

6 計画で用いる温室効果ガス排出量の単位等

- (1) 温室効果ガス排出量の単位は、t-CO₂（二酸化炭素換算）とします。
- (2) 温室効果ガス排出量の算出に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「施行令」という。）に定める排出係数を用います。
- (3) このうち電力排出係数については、経済産業省及び環境省が毎年度公表する電気事業者ごとの実排出係数を用います。

電力排出係数は毎年変動があることから、「第4期実行計画」以降、実態に即した温室効果ガス排出量を算出することとしています

注：電力排出係数：1kWh 当たりの電力量を発電する際に排出される二酸化炭素排出量

第2 道の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの実態及び削減目標

1 実行計画の推進状況の概要

(1) 2019（令和元）年度実績

- ・ 第4期実行計画の基準年度（2014（平成26）年度）の温室効果ガス排出量297,100トン、2020（令和2）年度までに5.4%（1.6万トン）削減する目標に対し、2019（令和元）年度の排出量は252,523トンで15.0%削減しました。
- ・ ガス別では、二酸化炭素は294,814トンから250,359トンと15.1%削減、その他ガスは2,264トンから2,164トンと4.4%削減しました。
- ・ ガス別の構成比では、二酸化炭素が全体の99.1%と、道の事務事業から発生する温室効果ガスの大部分を占める傾向が続いています。

（表1、表2）

表1 2019(令和元)年度における温室効果ガスの排出状況 (単位:t-CO₂)

区 分	第4期実行計画				2019年度実績			
	基準年度 (平成26年度) 排出量 A	排出目標 (削減目標)	削減目標		排出量 B	削減量 (B-A)	削減率 (%) (B-A) / A	
			削減量	削減率 (%)				
二酸化炭素 (CO ₂)	重油	71,674	69,974	1,700	2.4%	65,430	6,244	8.7%
	電気	175,486	162,286	13,200	7.5%	139,818	35,668	20.3%
	熱供給	3,479	3,379	100	2.9%	3,638	▲ 159	▲ 4.6%
	ガソリン	17,125	21,510	500	2.3%	14,907	2,218	13.0%
	軽油	4,885	0			3,796	1,089	22.3%
	小計	22,009	21,510			18,702		
	灯油	13,599	13,199	400	2.9%	13,424	175	1.3%
	その他の燃料(ガス等)	8,566	8,466	100	1.2%	9,347	▲ 781	▲ 9.1%
計①	294,814	278,814	16,000	5.4%	250,359	44,455	15.1%	
その他のガス	メタン(CH ₄)	1,020				1,040	▲ 20	▲ 2.0%
	一酸化二窒素(N ₂ O)	1,157				1,025	132	11.4%
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	87				98	▲ 11	▲ 12.9%
	パーフルオロカーボン(PFC)	0				0	0	—
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	0				0	0	—
	三ふっ化窒素(NF ₃)	0				0	0	—
	計②	2,264				2,164	100	4.4%
合計(①+②)	297,078	278,814	16,000	5.4%	252,523	44,555	15.0%	

※端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。

表2 ガス別の構成比等

(単位:t-CO₂)

区分	基準年度(2014年度)		2019年度		
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	削減率(%)
二酸化炭素	294,814	99.2%	250,359	99.1%	15.1%
その他ガス	2,264	0.8%	2,164	0.9%	4.4%
計	297,078	100.0%	252,523	100.0%	15.0%

※端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。

(2) 実行計画期間中の温室効果ガス排出量

- ・第1期から第4期までの実行計画の温室効果ガス排出量は、表3のとおりです。
- ・第4期実行計画では、2019(令和元)年度時点で基準年度比15.0%の削減となっており、引き続き、省エネ・省資源の取組及び再生可能エネルギー^{※2}の導入など率先した環境配慮、環境負荷低減に努めます。(図1)

表3 実行計画期間中の温室効果ガス排出量

実行計画期間	基準年度	削減目標	排出実績	主な増減の要因
第1期 (平成12～16年度)	平成10年度	Δ5%	34.8万トン →38.5万トン 10.6%増	・パソコンの設置台数増加 ・施設の新築・増築 など
第2期 (平成17～22年度)	平成16年度	Δ16.5%	38.5万トン →28.2万トン 26.7%減	・省エネ型設備・機器の導入 ・ファシリティマネジメント ^{※1} による管理コスト削減 ・庁舎等の集約・転用等 ・札幌医科大学等の独立行政法人化 ・環境管理システム運用による環境配慮行動の定着 など
第3期 (平成23～27年度)	平成21年度	Δ11%	27.1万トン →24.1万トン 11.2%減	・省エネ型設備・機器の導入 ・ファシリティマネジメントによる管理コスト削減 ・ESCO ^{※3} 事業による省エネ化 ・職員の環境配慮行動の取組 など
第4期 (平成28～令和2年度)	平成26年度	Δ5.4%	29.7万トン →25.3万トン (2019年度実績) 15.0%減	・省エネ型設備・機器の導入 ・太陽光発電設備など再エネ設備の導入 ・ファシリティマネジメントによる管理コスト削減 ・ESCO事業による省エネ化 ・職員の環境配慮行動の取組 など

注:第1期及び第2期の排出実績は、第2期実行計画の排出係数を用いて算出しています。

第3期の排出実績は、第3期実行計画の排出係数を用いて算出しています。

第4期の排出実績は、各年度の排出係数を用いて算出しています。



図1 第4期実行計画期間中(H28～R2)の温室効果ガス排出量の推移

2 基準年度（2013（平成 25）年度）における温室効果ガスの排出状況

- ・ 道の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの量は、ガス別では、二酸化炭素が約 316,000 トンで、全体の 99.3%を占め、次いでメタンが約 1,020 トン、一酸化二窒素が約 1,013 トン、ハイドロフルオロカーボンが約 83 トン、六ふっ化硫黄が約 23 トンです。
- ・ また、二酸化炭素排出量の構成割合は図 2 のとおりです。

表 4 道の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量（2013 年度）

区 分			道の事務・事業に伴う排出量		
			基準年度 (2013年度) 排出量	構成比	
二酸化炭素(CO ₂)	燃料等区分	重油	73,486	23.1%	
		電気	186,592	58.7%	
		熱供給	3,991	1.3%	
		ガソリン	17,789	5.6%	
			軽油	10,761	3.4%
			小計	28,550	9.0%
		灯油	14,546	4.6%	
		その他の燃料(ガス等)	8,800	2.8%	
計 ①		315,966	99.3%		
その他ガス	メタン(CH ₄)	1,021	0.3%		
	一酸化二窒素(N ₂ O)	1,013	0.3%		
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	83	0.0%		
	パーフルオロカーボン(PFC)	0	0.0%		
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	23	0.0%		
	三ふっ化窒素(NF ₃)	0	0.0%		
	その他ガス計 ②	2,140	0.7%		
合計(①+②)		318,106	100.0%		

注1：表4の数値は、「2013年度の状況」の数値を、施行令の改正（平成27年4月1日施行）により変更された排出係数を用いており、また、電力の排出係数については、契約している電気事業者ごとの実排出係数を用いて再算出したものです。

注2：端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。

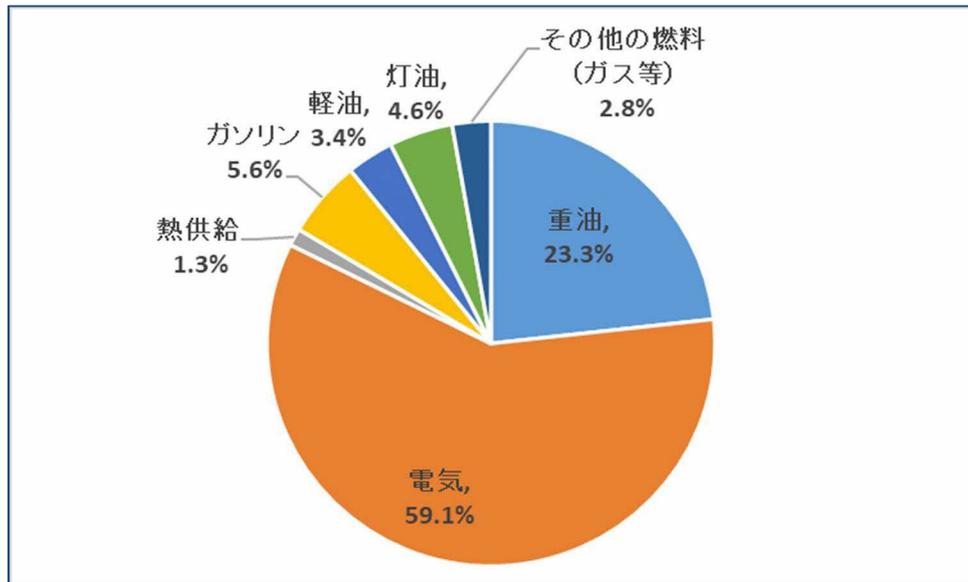


図2 二酸化炭素排出量の構成割合

道の事務・事業における温室効果ガスの主な排出要因は次のとおりです。（表5）

表5 温室効果ガスの主な排出要因

排出要因	排出する温室効果ガス
施設の電力使用	二酸化炭素
道道ロードヒーティングによる電力、ガス使用	二酸化炭素
ボイラー使用などによる重油、灯油、ガス使用	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素
自動車等機器類によるガソリン、軽油使用	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素

3 削減目標

2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度の排出量に比べ、159,000トン（50%）削減します。

2013（平成25）年度 温室効果ガス排出実績 A	削減目標 B	2030（令和12）年度 温室効果ガス排出量 C = A - B
318,100	159,000（50%）	159,100

〔内訳〕

燃料等区分	削減目標	主な取組内容
電気 その他の取組	130,600（41.1%）	再エネ設備の導入、再エネ電力の調達、照明設備や冷暖房機器の高効率化及び適正管理、省エネ行動の実践など
重油	14,400（4.5%）	設備の高効率化、冷暖房機器の適正管理など
ガソリン・軽油	11,500（3.6%）	次世代自動車 ^{*4} 導入、エコドライブ
灯油	2,500（0.8%）	省エネ・再エネ設備の導入、給湯、暖房の設定温度管理

[設定の考え方]

- ・ 削減目標については、これまでの削減率や省エネ行動等の取組状況を踏まえ、道における率先的な取組を促進するため、2013（平成 25）年度比「50.0%」の削減を目指すこととし、省エネ・再エネ設備、次世代自動車の積極的な導入や、再生可能エネルギー電力（以下、「再エネ電力」という。）の調達のほか、省エネ、省資源の取組を強化することにより達成を目指します。
 - ・ 公用車（乗用車）における次世代自動車の導入率を 100%とすることや、施設・設備の高効率化等を促進すること、その他、継続した省エネ、省資源等の取組により、9.8%を削減し、さらに道有施設の使用電力について、再エネ電力を調達するなどにより、40.2%※を削減し、合わせて 50.0%の削減目標を達成します。
- 〔※40.2%を削減するためには、2019（令和元）年度の庁舎における使用電力実績から 70%相当の温室効果ガス排出量の削減が必要。〕
- ・ この目標に限らず、施設が立地する市町村において、地方公共団体実行計画（区域施策編）による削減目標が定められている場合は、いずれか高い方の削減目標の達成を目指すこととします。

第 3 目標達成に向けた具体的な取組

1 電力使用等による排出量の削減の取組

温室効果ガス排出量のうち排出量が最も多い二酸化炭素の削減に重点的に取り組むこととし、なかでも、電気使用による排出量が約 59%を占めていることなどを踏まえ、電力排出係数や再生可能エネルギーの導入率等を考慮した電力調達を行うなど、対策に取り組むこととします。

2 道有施設及び公用車の取組

庁舎の維持管理や施設・設備の新築・改修及び運用改善に当たっては、庁舎や組織の目的・機能の円滑な遂行を基本としながら、費用対効果を踏まえ、長期的な環境負荷低減の視点に立って取り組むこととし、施設や設備、公用車について、環境に配慮したものに転換を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的導入に努めるよう、関係部局が連携を図りながら推進します。

(1) 新築・改修時等の省エネ対策・再エネ導入

- ① 高断熱・高气密化や、空調、換気、照明設備などの高効率化などによるエネルギー消費量の削減
- ② 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入及び道有施設の脱炭素化の検討

(2) 施設・設備等の運用改善等

- ① エレベーターの運行の最適化
- ② 道道のロードヒーティングの適切な管理
- ③ 庁舎内における冷暖房の設定温度の適切な管理（冷暖房温度・時間の最適化）
- ④ ファシリティマネジメントによる道有施設等の適切な管理の推進（インハウスマスコ※⁵の実施など）
- ⑥ ガス給湯器等の効率的な使用（給湯温度の適正管理、給湯・手洗い時等の節水）
- ⑦ ブラインドの活用による窓からの太陽光や冷気の遮断及び暖気の放出防止

(3) 公用車からの排出量削減

- ① 次世代自動車の積極的導入
公用車の更改や新規購入に当たっては、道のグリーン購入基本方針に基づき、電気自動車や水素燃料自動車などの次世代自動車の導入を推進
- ② 公用車の適正な使用（整備点検の励行、適切な運行管理など）
- ③ エコドライブの実践（適正空気圧、急発進・空ぶかしの抑制、駐停車時のアイドリ

ングストップ、安定走行、定速走行など）及び駐車場におけるアイドリングストップを行う旨を表示した看板の設置等による周知

- ④ 公用車利用の効率化（公共交通機関の積極的な利用や自転車の活用の推進など）
- ⑤ 公用車台数の最適化

(4) その他

- ① 林地未利用材等のエネルギー利用など森林資源の利用
- ② 施設の木造化・内装木質化
- ③ 敷地内の緑化の推進

3 職場・職員の率先行動

- ・ 日常業務の中で、職場全体として、また、職員一人ひとりの実践が求められる省エネ、省資源の取組については、全ての職場、全職員での確実な率先実行の徹底を図ります。

- ① 照明時間の短縮（昼休みの消灯、会議室・給湯室・トイレ等は使用時のみ点灯、定時退庁日の徹底など）
- ② 必要な箇所のみ点灯（蛍光灯管数等の減灯、日中窓際の消灯、時間外勤務時は必要な箇所以外は消灯）
- ③ パソコンの省電力機能の活用（昼休みや長時間席を離れる際などは業務に支障のない範囲で電源オフ又はスリープモードに設定）
- ④ コピー機等OA機器の省電力機能の活用
- ⑤ エレベーターの利用の自粛（3階程度の昇降は階段を利用）
- ⑥ 冷蔵庫等家電製品の必要な場所以外での原則使用中止
- ⑦ テレワーク、Web会議システム等の効果的な活用
- ⑧ 執務室における年間を通した働きやすい服装（ナチュラルビズスタイル）による執務の励行

4 省資源に向けた取組

(1) 紙使用量の削減

- ① 両面コピーの徹底
- ② 資料の簡素化・共有化
- ③ 電子メールの利用によるペーパーレス化
- ④ ミスコピーの防止
- ⑤ 紙の裏面活用、使用済みファイルや封筒などの再使用
- ⑥ 総合文書管理システムによる電子決裁、電子施行の利用促進 など

(2) 節水

- ① トイレ、給湯室など水使用量の削減（節水コマの取り付けによる流水量の調節、手洗い時等における必要以上の水の出しっぱなしの禁止など）
- ② 公用車などの洗車方法の改善（回数、方法など）
- ③ 節水型機器の導入 など

(3) プラスチック製品の使用の削減

- ① 庁内や周辺のコンビエンスストア等でのレジ袋の受け取りの辞退、マイバックの持参
- ② 道主催の会議における、ペットボトルやプラスチックカップ・ストローなど、ワンウェイのプラスチック製品の使用の自粛
- ③ 職場や日常における、ペットボトルを使用せず、マイボトルを持参するなど、不必要なワンウェイのプラスチック製品の使用の自粛

5 ごみ（廃棄物）の3R及び適正処理の取組

- ① 廃棄物の発生抑制につながる物品や再生品の購入
- ② 物品の長期使用、共有物品の一括管理

- ③ 庁内不用品を庁内で再利用するため「庁内遊休物品登録制度」や電子掲示板の有効活用
- ④ 使用後に、回収及び再使用、再生利用システムのある物品の購入
- ⑤ 特定家庭用機器再商品化法など個別リサイクル法に基づく処理、古紙の分別などによるリサイクル率の向上
- ⑥ 分別排出の徹底（分別回収ボックスの設置など）

6 フロン類の適正管理の取組

- ① フロン排出抑制法に基づく対象機器の簡易点検及び定期点検等の実施
- ② 関係法令に基づくフロン類使用機器の適切な廃棄

7 環境配慮契約等の取組

- ① 環境配慮契約法の趣旨を踏まえ策定した「道における環境配慮契約の対応方針」に基づく取組の推進及び拡大
- ② グリーン購入の推進（「北海道グリーン購入基本方針」に基づき毎年度定める環境物品調達方針により、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用） など
- ③ 公共土木工事等における北海道認定リサイクル製品や道産間伐材等の利用推進
- ④ 道産木材製品の購入による地材地消の取組の推進

8 環境に配慮したイベントの推進

- ① 「北海道エコイベント指針^{*6}」に基づいた環境配慮
- ② グリーン電力証書の活用などイベントにおけるカーボン・オフセット^{*8}の実施

9 研修・普及啓発の取組

- ① 電子掲示板等を活用し、温室効果ガスの排出抑制に向けた職場や職員一人ひとりの取組について随時、周知・徹底
- ② 職員への地球温暖化防止に関する研修の実施や情報の提供
- ③ 来庁者や道の施設の利用者への地球温暖化防止に関する取組の普及啓発
- ④ 売店・食堂・清掃委託など庁内に常駐する業者や委託業務の受託者、指定管理者等への、温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組の要請 など

第4 推進体制、点検方法、計画の見直し及び公表

第5期実行計画の推進に当たり、PDCAサイクル（計画(P l a n)－実施(D o)－点検(C h e c k)－見直し(A c t i o n)）によって、道の事務・事業による環境への影響を継続的に改善します。

1 推進体制

- (1) 環境生活部環境局気候変動対策課に実行計画の推進責任者(気候変動対策課課長)及び推進事務局を置き、実行計画の進行管理を行います。
- (2) 推進事務局は、各所属において職場実態に応じた取組など職員一人ひとりが環境配慮意識をもって実行計画に取り組むよう啓発に努めます。
- (3) 実行計画の目標達成に向けた具体的取組の推進に当たっては、北海道気候変動対策推進本部プロジェクトチームにおける検討など、全庁で環境配慮行動の率先実行を図ります。

2 点検方法

推進責任者は、毎年度、各部局ごとの取組状況及び温室効果ガス排出量を取りまとめ、北海道気候変動対策推進本部へ報告し、点検します。

3 計画の見直し

計画策定後5年程度経過した時点を目処に、計画内容の見直しを行うこととします。
また、幹事会の点検を受けて、温室効果ガス排出量の動向や削減に向けた取組状況のほか、道の事務・事業に関わる状況の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の内容の見直しを行います。

4 公表

道の全ての機関における温室効果ガス排出量及び取組状況などを、毎年度、環境白書や道のホームページ等により公表します。

[用語解説]

※1 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、太陽熱、雪氷など、自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源。

※2 ファシリティマネジメント

土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストの最小化や施設効用の最大化を図るため、総合的・長期的視点から企画・管理・活用する経営管理活動。

※3 E S C O (エスコ)

Energy Service Company の略で、省エネルギーを民間の企業活動として行い、事業者が顧客に省エネルギーサービスを包括的に提供するビジネス。

具体的には、E S C O事業者が顧客に対して省エネルギー方策の提案及び施設改修を行い、顧客は後年度の経費削減額の一定割合をE S C Oサービス料として当該E S C O事業者を支払う。

※4 次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等。

※5 インハウスエスコ

組織内の技術部門が自らエスコ事業的な取組を行うもので、道有建築物等の電気・機械設備等に係る改修や運用方法の改善等により、エネルギー消費量及び光熱費を削減し環境負荷の低減と運営コストの削減を図ることを目的とする。

※6 北海道エコイベント指針

環境に配慮した地域づくりに向けて、イベントの開催に伴う環境負荷の低減を図るとともに、エコイベントの開催を通じて北海道環境宣言で示した環境行動を促進していくため策定した指針。

※7 カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせること。